

## 質問回答書

業務名		鹿児島県高付加価値化促進支援事業補助金	
番号	質問項目	質問	回答
1	空き家の購入費用	<p>・補助対象経費として、「知事が認める経費」というのがあります。この補助金を活用して、空き家を購入して、観光に貢献するような民泊を行いたいと考えています。この場合、空き家の購入費を、対象経費にいれた計画書を提出することはいかなるものですか。提案が補助金の趣旨にかなっていませんでしたら、対象になり得ますか。</p>	<p>・鹿児島県観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱の第3条に記載のとおり、ハード整備事業（改修や建物取得費等）は交付対象外となります。</p>